

# オセアニア教育学会 会則

2012年12月8日 総会改正

## 第1章 総則

第1条 本会はオセアニア教育学会(Society for Oceanian Education Studies)と称する。

第2条 本会はオセアニアの教育に関し、学術的に研究し、かつ教育現場の理解に努め、もって日本とオセアニア諸国の相互理解及び交流を深めることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 総会及び研究会の開催
2. 研究年報または会報の発行
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 1) 本会に、事務局を置く。  
2) 事務局は、本会の会務を処理する。

## 第2章 会員

第5条 本会の目的に賛同し、オセアニアの教育に関心を持つ者をもって会員とする。

第6条 本会の会員になるためには入会申込書を提出しなければならない。

第7条 会員は会費を負担するものとし、会費は年額5,000円（学生3,000円、団体8,000円）とする。

第8条 会員のうち三年間にわたって会費納入を怠ったものは、本会から除籍される。

第9条 1) 理事会は、満65歳以上の会員で本会に対する顕著な貢献があった者を、名誉会員とすることができる。  
2) その他名誉会員に関する事項は、理事会が定める。

## 第3章 役員

第10条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。役員は総会において会員の中から選出し、任期は次の総会までとする。但し、重任を妨げない。

理事 5名以上（会長1名を含む）  
監査 2名

- 第 11 条 1) 会長は理事の互選により選出し、本会を代表し会務を統括する。  
2) 理事は会長を補佐し担当する会務を執行する。  
3) 監査は本会の会計を監査し総会に報告する。

#### 第 4 章 総会、理事会及び委員会

第 12 条 総会は本会最高議決機関であって年一回これを開催し、重要事項を決定する。

第 13 条 理事会は会長及び理事によって構成し、本会の重要事項を審議する。

第 14 条 理事会は、会務の執行を補佐するため、各種委員会を設置する事が出来る。委員は会員の中から理事会が委嘱し、委員会の委員長は理事に加える。

#### 第 5 章 会計

第 15 条 本会の経費は会員の会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第 16 条 本会の会計年度は毎年 10 月 1 日にはじまり、翌年 9 月 30 日に終わる。

#### 第 6 章 雜則

第 17 条 本会則の改正は総会の決議による。

第 18 条 本会を運営するのに必要な細則は理事会が定め、総会に報告する。

第 19 条 本会の刊行物に掲載された論文等の著作権は、本会が有する。

- 附則 本会の会則は、平成 5 年 12 月 4 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 6 年 12 月 3 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 7 年 12 月 9 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 9 年 12 月 6 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 10 年 12 月 12 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 12 年 12 月 7 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 18 年 12 月 9 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 20 年 12 月 1 日より施行する。従前の会則による役員は、新会則施行後の総会において新たな役員が選出されるまで、その任にあたる。  
附則 本会の会則は、平成 23 年 11 月 26 日より施行する。  
附則 本会の会則は、平成 24 年 12 月 8 日より施行する。